

北九州市監査公表第25号

令和2年7月31日

北九州市監査委員	井上	勲
同	廣瀬	隆明
同	香月	耕治
同	河田	圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
財政局
建築都市局
- 3 監査の期間
令和元年7月4日から令和2年1月23日まで
- 4 監査公表の時期
令和2年2月21日（令和2年監査公表第4号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 財政局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務 (ア) <u>委託契約事務</u>について (税制課)</p> <p>市税のしおり及び中学校社会科学習資料の作成業務に係る委託契約事務について、平成30年度以前から同一の業者と随意契約をしていた。なお、当該委託契約では著作権等の権利は市に帰属することとされていた。</p> <p>市に著作権が帰属する場合は随意契約の合理的な理由には該当しないにもかかわらず、随意契約の理由は「受託者が原版を所持しているため」としていた。さらに「他社に比べて有利な価格で契約を締結することができる」ことを理由としていたが、他社との価格比較は行われていなかった。</p> <p>市委託業務要綱では随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限るとされている。合理的な理由とは、市業務委託に係るガイドラインにおいて、著作権が市に譲渡されていない場合に限り、当初の契約の相手方と契約を締結することにより、著しく有利な価格で契約を締結できるときとされている。そして当初の契約以降は、継続して部分的な改定による印刷物の発注を行う可能性がある場合は、著作権について、市に譲渡させるなどの措置をとり、他の業者が参入できるようにすることにより、競争入札の実施に努めることとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された点については、令和2年度版から指名競争入札に契約方法を変更し、「市税のしおり」は4月8日に、「中学校社会科学習資料」は4月10日に入札を実施した。</p> <p>今後、同様の事例が生じないようにリスク評価シートや業務マニュアルに今回の指摘事項について記載し、職員に対しても事務改善会議において、今回指摘を受けた事例について研修を行った。</p> <p>なお局内の対応としては、局内幹部会において指摘事項について周知するとともに、同様の事象が起きないように徹底を行った。</p>

(2) 建築都市局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 公有財産管理について (ア) <u>未利用地の管理について</u> (住宅管理課、住宅整備課)</p> <p>住宅管理課及び住宅整備課が管理している未利用地について、14箇所を抽出して現地調査を行ったところ、①侵入防止柵が老朽化しており補修が必要な箇所、②擁壁に亀裂があり補修等安全対策が必要な箇所、③無断占用・使用されている箇所があった。</p> <p>地方財政法では、財産は常に良好な状態でこれを管理することとされている。また、未利用地の管理に瑕疵があったために他人に損害を与えた場合は、国家賠償法に基づく賠償責任を問われるおそれがあるため、安全面にも留意して管理を行う必要がある。さらに、市公有財産管理規則では、財産を無断で占用若しくは使用した者があるときは、直ちに原状回復命令を行うなど必要な措置を講じることとされている。</p> <p>適正な財産管理に努められたい。</p>	<p>未利用地の日常的な維持管理については、職員の外勤時の巡視や、市民文化スポーツ局安全・安心推進課の巡回パトロールの結果等を受けて随時、必要な補修や占用解消等を行ってきたが、今回の指摘箇所については、その対応が十分できていなかったものである。</p> <p>今回の指摘を受けて、左記①②については、令和2年3月までに補修等の対応を完了している。</p> <p>また、③についても、関係者との協議を開始し、無断占用・使用箇所の解消に向けた取り組みを進めている。</p> <p>他の未利用地についても点検を行ったうえで、必要な補修等を行っている。</p> <p>今後の対策・対応については、局が所管する他の未利用地も含め、職員によるさらなる巡視強化等を行うことで、新たな無断占用・使用の発生防止に努めるとともに、侵入防止柵の中長期的な維持管理策として、その老朽化度に応じて計画的な補修等を行い、今まで以上に良好な状態での管理を行う。</p>